

化学反応の制御	(自然科学関係)
混相流	(")
生体の制御情報システム	(")
国土問題	(複合領域関係)
科学教育	(")

9-24

総学庶第1396号 昭和48年8月13日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

(写送付先：経済企画庁長官)

総合研究開発機構について(申し入れ)

標記について本会議第424回運営審議会の議に基づき下記のとおり申し入れます。

記

「総合研究開発機構」は、その法案が、第71回特別国会において可決成立し、本年10月から発足するはこびになった。

本機構は、国民生活の諸問題の解明に寄与することを目的とするものであるが、科学を産業・国民生活に反映させることをその任務の一つとする本会議としては、今後の本機構の運営等につき深い関心を持たざるを得ない。また、本機構が、その目的を達成するには、科学者の意見を十分聴取することが必要で、特に第12条第3号に述べられている「事業の運営が民主的かつ健全に行なわれる」ためには、その全般に関し、我が国の科学者の総意を代表する機関としての日本学術会議と十分な連絡打ち合わせを行われることが必要である。また、本機構の意図するところには、日本学術会議が1963年以降種々の機会に政府に勧告を行ってきた「科学研究基金」構想の一部が生かされており、本機構の運営に当って、両者にそごの生じないことが望ましい。

以上述べた理由により、政府は本機構を発足させ、運営するに際して、日本学術会議と十分な連絡をとり、特に次の諸点について配慮されたい。

1 機構の基金について

本機構の規模、その運営についてはなお明らかにされていないが、その規模等について、将来の見通しをも含めて示されたく特にその民主的な運営の具体的な保証について明示されたい。

2 定款及び事業計画書等について

第11条に記載されている機構の定款及び事業計画書作成の過程において、本会議の意見を求められることが望ましい。少なくとも最終案の決定以前において、本会議にその内容を示し、意見を徴されたい。

また第24条に定められている業務方法書の作成にあたっても、本会議の意見を徴されたい。

3 役員について

第16条に定められている役員、第20条に定められている研究評議会に関し、本会議と十分な連絡をとられたい。

理事については、少なくともその1名は日本学術会議の役員が充当されることが望ましく、研究評議会評議員には、日本学術会議の推薦する数名が加えられ、その中に人文・社会科学関係の科学者が加えられることは絶対に必要である。

4 附則、附帯決議について

附則第4条及び衆議院附帯決議4に関連して、発足の当初から、将来の必要措置を検討するため、本会議と十分な連絡をとられたい。

9-25

日本学術会議会員選挙に関する声明

昭和48年10月24日

日本学術会議第64回総会

我々は、日本学術会議第12回総会において「日本学術会議の会員選挙は世界に類例を見ないのであり、これの円満な運営は科学者の高度の道德心の上に立ってのみ可能であり、単に法律を以て律し得るものではない。

全国の科学者はこの点に深く思いをいたし、選挙にあたっては、科学者としての良心に恥じないよう、行動せられることを期待する。」との声明を行った。

しかるに、その後の会員選挙の実状を見ると会員選挙規則に違反するおそれのある事例や科学者の良心にもとる疑いのある行為もなしとしないことは極めて遺憾である。

我々はここに、第12回総会声明を再確認し、厳しく自戒するとともに再びこの種の疑いの生じないよう重ねて全国科学者の注意を喚起する。

9-26

筑波大学関係法の成立に際して（声明）

昭和48年10月25日

第64回総会

第71特別国会に政府が提出した筑波大学新設に関する法案について、本会議は、その内容が本会議の大学改革の三原則「自主・民主・全大学の連繋及び国民諸階層との交流」の趣旨と相容れない多くの問題点を含んでいることを指摘し、本法が性急に制定されることに反対する声明を発表した。また全国多数の大学及び研究者も相次いで反対声明を公表し、世論も批判的な見解を表明してきたが、それにもかかわらず上記国会において、十分な合意をえることなく、本法が制定されたことは極めて遺憾である。

本会議は、本法に示された大学の構想が今後、性急で機械的な模倣や政府の行政指導・予算措置等によって、他大学に波及することを深く憂慮するものである。政府の説明のように、筑波大学が大学改革の一つの実験であるならば、多くの大学において現にすすめられている自主的な改革についても、その実現に道を開くべきであり、筑波大学方式のみを推進すべきではない。